

手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者通訳・介助者
派遣斡旋業務取り扱い要項

令和5年4月1日 制定

山梨県立聴覚障害者情報センター

(趣旨)

第1 この要項は、聴覚障害者、公共的機関及び団体等からの手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者通訳介助者（以下「意思疎通支援者」という）派遣要請に対し派遣の斡旋を行い、聴覚障害者と健聴者との円滑な意思疎通を図り、福祉の向上に寄与することを目的とする。

(実施主体)

第2 この派遣斡旋業務の実施主体は、山梨県立聴覚障害者情報センター（以下「情報センター」という。）とする。

(派遣斡旋)

第3 この要項による派遣斡旋は、意思疎通支援者が必要と認められ、山梨県手話通訳者派遣事業実施要綱、山梨県要約筆記者・奉仕員派遣事業実施要綱、山梨県盲ろう者通訳・介助者派遣事業実施要綱（以下「要綱」という。）及び市町村が実施する派遣事業が適用されないものについて行うものとする。

(派遣斡旋の要請)

第4 意思疎通支援者の派遣斡旋を要請する者は、意思疎通支援者派遣斡旋要請書（第1号様式）により情報センター所長へ申し込むものとする。

(手話通訳者)

第5 この要項の意思疎通支援者は、要綱に定める手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者通訳・介助者とする。

(意思疎通支援の実施)

第6 意思疎通支援者は、関係者の人権、人格を尊重し、誠意をもつて的確にその業務を行うものとする。

(業務報告)

第7 意思疎通支援者は、特段のことがない限り、その業務の終了後、派遣業務報告書(第2号様式)を情報センター所長へ提出するものとする。

(業務の安全確保)

第8 意思疎通支援者は、通訳業務を行うにあたっては、安全確保に十分配慮するものとする。また、出発地と用務地との間の移動についても同様とする。

(秘密の保持)

第9 意思疎通支援者は、通訳業務で知り得た個人情報等の秘密を漏らしてはならない。

(派遣に要する費用)

第10 意思疎通支援者の派遣に要する費用は、別に定める基準により、派遣の斡旋を要請した者の負担とする。

2 前項の費用は、派遣された意思疎通支援者からの請求に基づき、斡旋の要請者が同人に支払うものとする。

(その他)

第11 この要項に定めるほか、派遣斡旋業務を行う上で必要な事項は、情報センター所長が別に定める。

(別に定める基準)

意思疎通支援者派遣幹旋業務取り扱い要項第10に定める「派遣に要する費用の基準」

1 手当

1回2時間まで7,500円とし、2時間を超える30分毎に1,000円を加えた額とする。但し、山梨県の行政機関等からの要請に基づく幹旋及び情報センター所長が必要と認める幹旋にあつては、山梨県手話通訳者派遣事業実施要綱に定める額とする。

なお、テレビやインターネット発信、及び議会中継等映像関係での通訳にあつては、内規として別途定める額とする。

派遣日前日の午後5時以降に派遣依頼のキャンセルが発生した場合の補償料は、3,000円とする。但し、交通費は、キャンセルの連絡を受ける前に既に自宅を出発した場合のみ支給する。

2 旅費

バス・鉄道 普通運賃

私用車 37円/1キロ 但し、遠距離の場合は高速道路利用料金を加算することができる。徒歩、自転車は旅費の対象としない。

3 その他

(1) パソコン使用による要約筆記であつて、要約筆記者等が自己のパソコンを使用した場合には、一人1台あたり500円を加算する。

(2) 要約筆記関連機器（情報センター所有機器を含む。）を使用する場合は、主催者が準備することを原則とするが、情報センター所有の要約筆記関連機器を要約筆記者等が搬送し使用した場合にあつては、800円を加算する。